

2015 年 1 月 30 日

経理部経理課
研究開発センター市ヶ谷事務課

当該会計年度と翌会計年度にまたがる学内助成金予算の執行年度について（覚書き）

学内助成金とは、大型研究費獲得助成金、科研費採択案件インセンティブ経費、科研費不採択案件（A評価）助成金、~~学術研究データベース連動助成金~~をいう。

当該会計年度と翌会計年度にまたがる学内助成金の執行年度について下記のとおり取り扱うこととする。

記

1. 内容

学内助成金の執行にあたり、当該会計年度と翌会計年度にまたがる取引が生じた場合は、前払金計上は行わず、領収書日付の帰属する会計年度により会計処理を行うことも可とする。

2. 領収書日付の帰属する会計年度により会計処理を行う経費

経理部経理課と学務部教学企画課から通知している「複数年度にまたがる個人研究費予算の執行年度について（覚書き）」に準じて、**図書・資料の購入（定期購読料）、学会費（年会費・入会金及び参加費）及び研究出張旅費（旅費規程に準ずる）**とする。

3. 理由

学内助成金は、本学の経理規程、物品調達規程、旅費規程、他諸規程に従い、各学部事務室・資料室等に当該年度の 3 月 10 日頃を目途に予算執行完了をお願いしている。学内助成金を個人研究費（非課税）と同様に仮払い処理している各学部事務室・資料室等は多く、その場合、精算（精算書・証憑書類添付）が必要となる。

本来、会計年度をまたがる支払は期間按分が必要となるが、学内助成金のうち、対象範囲を限定することにより影響額も少額であるため、以下例示のような場合に限り、例外的に認めることとする。

<当該会計年度と翌会計年度にまたがる取引例>

- ・月刊雑誌の購読料（2015 年 1 月～12 月分）を 2014 年 12 月に支払う
- ・学会の年会費（2015 年 1 月～12 月分）を 2015 年 1 月に支払う
- ・2015 年 3 月 29 日から 4 月 2 日にかけて研究出張に行くための旅費を旅費規程に基づき 2015 年 2 月に支払う

→会計処理上は帰属年度の区分（購読料や年会費は期間按分）を行う必要があるが、使用期間が当該会計年度の用務を含んだ経費の支払いは、領収書の帰属する会計年度で一括計上（処理）することを可とする。

4. 運用開始

2014 年度予算執行分から適用する。

5. 備考

この措置は、学内助成金予算の執行に限定するものとする。

以上